

第6次国有林野施業実施計画書
第2次変更計画
(変更部分のみ)

(多摩森林計画区)

計画期間
自 令和3年4月1日
至 令和8年3月31日

関東森林管理局

多摩森林計画区の第6次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 ふれあいの森における間伐箇所を追加するため、「2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「（4）伐採総量」における間伐面積および材積を変更する。
- 2 国有林野管理経営規程第12条第2項第4号に「特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積」が新たに規定されたことから、現行の国有林野施業実施計画書に「3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積」を新設する。
- 3 既に計画している箇所以外において、保安施設（溪間工）を追加するため「4 治山に関する事項」を変更する。
- 4 国有林野管理経営規程第12条10号に「国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項」が新たに規定されたことから、現行の国有林野施業実施計画書に「8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項」を新設する。
- 5 上記2、4の項目を新設することにより、これまでの3～6の項目を4～7に、8の項目を9にそれぞれ変更する。

なお、本変更計画は、令和6年4月1日から適用する。

【変更項目】

2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(4) 伐採総量

(単位：m³)

区 分	林 地					林 地 以 外	合 計	
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計			
山地災害防止タイプ	—	—	—					
自然維持タイプ	—	—	—					
森林空間利用タイプ	2,979	29,299 (259.50)	32,278					
快適環境形成タイプ	—	—	—					
水源涵養タイプ	通常伐期	ヒノキ分散伐区	—	663	663			
	長伐期	スギ長伐期	—	—	—			
		ヒノキ長伐期	—	209	209			
	複層林	スギ複層林	—	378	378			
	天然林・その他	そ の 他	—	77	77			
	設定外		1,214	377	1,591			
	計		1,214	1,704 (18.29)	2,918			
合 計		4,193	31,003 (277.79)	35,196	2,000	37,196	—	37,196
年 平 均		837	6,201 (55.56)	7,039	400	7,439	—	7,439

(注) () は、間伐面積(ha)である。

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

所在地 (林小班)	面積 (ha)
203 ろ～ほ	26.13
204 ろ、ほ、へ	
205 に、へ	
206 い3	

4 林道の整備に関する事項

5 治山に関する事項

位 置 (林班)	市町村	区分	工種	計画量
202、205、226、230、231、232、 233、239、240、245～249	八王子市	保安施設	溪間工 山腹工	11か所 8か所
合計		保安施設		19か所

(注) 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できるものとする。

6 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

7 レクリエーションの森の名称及び区域

8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 森林共同施業団地の名称及び区域

該当なし。

(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

該当なし。

9 その他必要な事項